

ボランティア情報紙

ら・ぼ・ら

★「らぼら」とは、ラボ(研究所)とボラ(ボランティア)をつなげた造語です。

平成29年 1月号

発行 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会

編集 あやせボランティアセンター

綾瀬市早川550 綾瀬市役所内

電話 70-3210 FAX 79-1812

E-mail: ayase-vc@ayase-shakyo.or.jp

※「らぼら」では、毎号ボランティアセンターに登録しているボランティアグループの紹介をしております。

＜ママ応援サロンecubo＞

ecuboは、子育て中に閉じこもりがちなお母さんが、社会参加できるようなイベントを企画開催しています。

大きいイベントですとママフェスタを年に一回、また月1～2回定期的にママヨガ、キッドビクス(親子運動)その他単発イベントとして、大人のプラバン工作、育児用品無料交換会、幼稚園入園に向けた座談会、乳幼児救急救命講座…など、その時々で、お母さんが楽しく興味持てるものを企画しています。

この単発イベントには決まった参加会員はおらず、毎回広報などで呼びかけ、その時々で誰でも参加できるサロン形式をとっています。

★活動内容や様子はぜひこちらをご覧ください★

<http://ecubo2009.blog72.fc2.com/>



＜綾瀬市災害ボランティアネットワーク＞

「自分の命は自分でまもる」

私たちあやせ災害ボランティアネットワークは災害が多数発生するなかで、自分でできることは自分で準備しておきましょうとお伝えしています。

避難所へ行けばなんとかなる？ 自分は災害ににあわない？ 本当にそうでしょうか？

熊本地震では避難所に段ボールベッドが用意されましたが、使ううちに尿漏れなどのにおいがまわりを不快な思いにさせました。とりあえず、自宅のひと部屋でも住み続けられるようにしておくことが大切です。

災ボラでは毎年、避難所体験のイベントを実施しています。(今年は2月25日、綾南小体育館で実施します)子ども防災訓練として子ども会から依頼されて実施しています。

災害にあって困るのも、困らないのもあなた次第です。

＜綾南かっぱの会＞

綾南かっぱの会は、幼稚園の保護者会で知り合った仲間たちで発足した団体で今年で14年目になります。

被り物の人形と手で動かす人形をコラボした人形劇を幼稚園、保育園、未就園児のサークル、福祉施設、老人ホーム等、様々なところで披露しています

その時の皆さんの笑顔や声援はものすごくうれしくて次に繋げる原動力になります。回を重ねる度にやみつきになります。園児だった息子、娘達は20歳になり、今は公演の手伝いをしてくれます。ただし、お金のかかる年齢になり母達は逆に忙しくなりました。公演依頼があっても人数が足りない時もあり、老若男女問わず、一緒にやったださる方大募集です。

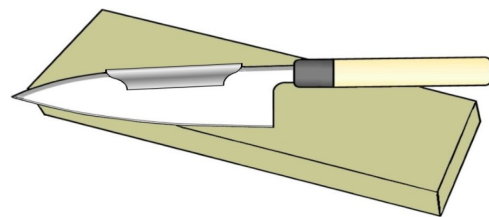


❀ ボランティアセンターからのお知らせ ❀

1 ボランティアさろん

(1) 包丁研ぎ

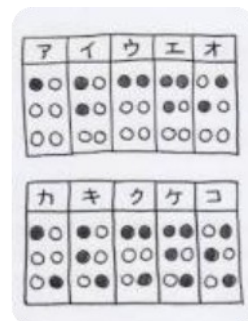
- ア 日時 平成29年3月8日(水) 午後2時から4時まで
 イ 場所 綾瀬市立中央公民館 実習室
 ウ 内容 男女問わず大歓迎! 切れない包丁、錆びた包丁、少々刃こぼれした包丁も直せます! サクサク切れる包丁で手早くおいしい料理が作れます。



2 ボランティア講座

(1) 点訳ボランティア入門講座

- ア 日時 平成29年2月1日・15日・22日(いずれも水)
 午前10時から12時まで
 イ 場所 綾瀬市役所内会議室(毎回場所が異なります)
 ウ 内容 視覚障がいのある方に、様々な情報を提供する点訳技術を学びます。



(2) ボランティア入門講座

- ア 日時 平成29年2月10日(金) 午前10時から12時まで
 イ 場所 綾瀬市立中央公民館 3階 講堂
 ウ 内容 ~さあ、やってみよう! ボランティア~

「ボランティアに興味があるけれど、どんなものかよくわからない」という方を対象に、ボランティアの基本的な考え方ややりがいなどを、事例を交えながら学びます。



3 平成29年度ボランティア保険の改定について

(1) ボランティア活動保険

ア 保険料改定

(ア) 基本タイプ

- a Aプラン 300円 → **350円**
 b Bプラン 450円 → **510円**

(イ) 天災タイプ

- a Aプラン 430円 → **500円**
 b Bプラン 650円 → **710円**

(2) ボランティア行事用保険

ア 「Cプラン」の新設

Aプラン「A1区分」と同内容で、「名簿の備付が不要」なプランです。Aプランは、名簿の提出は不要ですが、備付(作成)は必要となっていました。

イ Aプランの最低加入人数(20名)要件の廃止

参加者が20名未満でも、最低保険料(560円)を支払うことで、契約が可能です。

(3) 保険申込料の窓口受付の開始について

保険料の支払いについて、平成29年2月1日(水)から、社会福祉協議会窓口での受付が可能となります。社協窓口支払いの対象は、ボランティア「活動保険のみ」です。ボランティア行事用保険については、直接金融機関へお振込みをお願いいたします。

なお、保険適用日は、年度前であれば4月1日から、年度途中であれば保険料をお支払いいただいた日の翌日午前0時からです。

※窓口では**おつりの用意がありません**。おつりのないようご用意いただくようお願いいたします。

